



発行 東京都

目次

告示

- 都市計画事業の事業計画の変更認可(二件)……………一
- ………(都市整備局都市基盤部街路計画課)……………一
- 市街地再開発事業の事業計画の変更認可……………二
- ………(都市整備局市街地整備部再開発課)……………二
- 東京都環境影響評価条例による調査計画書……………二
- ………(環境局総務部環境政策課)……………二
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………三
- ………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………三
- 居室サービス事業者の指定……………四
- ………(福祉保健局高齢社会対策部在宅支援課)……………四
- 介護予防サービス事業者の指定……………四
- ………(同)……………四
- 指定居室サービス事業者の廃止……………五
- ………(同)……………五
- 指定介護予防サービス事業者の廃止……………五
- ………(同)……………五
- 介護老人福祉施設の指定……………五
- ………(福祉保健局高齢社会対策部施設支援課)……………五
- ………(福祉保健局高齢社会対策部施設支援課)……………五
- 介護老人福祉施設の辞退……………(同)……………五
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定……………六
- ………(福祉保健局障害者施策推進部精神保健医療課)……………六
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の変更……………六

告示(公)

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の辞退、休止、廃止及び再開……………(同)……………八
- 電線共同溝の整備等に関する特別措置法による道路の指定……………(建設局道路管理部監察指導課)……………二
- 海上公園計画の変更の概要……………(港湾局臨海開発部海上公園課)……………三
- 技能検定員審査の実施……………三
- 教習指導員審査の実施……………四
- 令和四年度製菓衛生師試験の実施……………五
- ………(福祉保健局健康安全課)……………五
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出(二一件)……………七
- ………(産業労働局商工部地域産業振興課)……………七
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………(同)……………八
- 都市計画事業の施行……………(建設局道路建設部管理課)……………八
- 正 誤……………九
- 平成二十九年九月七日付東京都告示第千三百七十三号……………九

告示

東京都告示第百四十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき平成二十八年東京都告示第百三十七号八王子都市計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和四年三月四日

- 一 施行者の名称 東京都知事 小 池 百合子
- 二 都市計画事業の種類及び名称 八王子都市計画道路事業三・三・七十四号左入美山線
- 三 事業施行期間 平成二十八年二月五日から令和十一年三月三十一日まで
- 四 事業地 取用の部分 平成二十八年東京都告示第百三十七号の事業地に、八王子市西寺方町地内を追加する。

東京都告示第百四十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき平成二十三年東京都告示第百六十九号東京都市計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和四年三月四日

- 一 施行者の名称 東京都知事 小 池 百合子
- 二 都市計画事業の種類及び名称 東京都市計画道路事業都市高速道路第七号線(小松川ジャンクション)及び都市高速道路第七号線附属街路第三号線並びに都市高速道路第七号線附属街路第四号線
- 三 事業施行期間 平成二十三年三月七日から令和六年三月三十一日まで
- 四 事業地 取用の部分 変更なし

使用の部分

変更なし

●東京都告示第二百四十六号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第七條の十六第一項の規定に基づき大手町二丁目常盤橋地区第一種市街地再開発事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第七條の十五第一項の規定により、次のように告示する。

令和四年三月四日

東京都知事 小池 百合子

一 施行者の氏名又は名称

三菱地所株式会社

二 事業施行期間

平成二十八年九月二十九日から令和十年九月三十日まで

三 施行地区

千代田区大手町二丁目及び中央区八重洲一丁目各地内

四 第一種市街地再開発事業の名称

大手町二丁目常盤橋地区第一種市街地再開発事業

五 事務所の所在地

千代田区大手町一丁目一番一号大手町パークビル

六 施行認可の年月日

平成二十八年九月二十九日

七 事業計画の変更の認可の年月日

令和四年三月四日

●東京都告示第二百四十七号

東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九十六号。以下「条例」という。)第四十條第一項の規定に基づき、東京都市計画道路都市高速道路第一号線(新京橋連結路)建設事業について、環境影響評価調査計画書(以下「調査計画書」という。)の提出があったので、条例第四十四條の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和四年三月四日

東京都知事 小池 百合子

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

東京都

東京都知事 小池 百合子

新宿区西新宿二丁目八番一号

首都高速道路株式会社

代表取締役 前田 信弘

千代田区霞が関一丁目四番一号

二 対象事業の名称及び種類

東京都市計画道路都市高速道路第一号線(新京橋連結路)建設事業

道路の改築

三 対象事業の内容の概略

対象事業は、首都高速道路日本橋区間の地下化に伴い必要となる大型車の環状方向の交通機能を確認するため、現在の東京都市計画道路都市高速道路第四号線と東京都市計画道路都市高速道路第一号線を地下で結ぶ新京橋連結路を設置し、関連工事として出入口の設置と東京都市計画道路都市高速道路第一号線の掘削区間(新金橋から

亀井橋まで)の擁壁の更新等を実施するものである。

四 周知地域の範囲

千代田 丸の内一丁目、丸の内二丁目、丸の内三丁目及び有楽町二丁目の区域

中央区 銀座一丁目、銀座二丁目、銀座三丁目、銀座四丁目、八重洲二丁目、京橋二丁目、京橋三丁目、八丁堀三丁目、八丁堀四丁目、新富一丁目、新富二丁目、築地一丁目、築地二丁目、築地三丁目、入船二丁目、入船三丁目及び明石町の区域

五 調査、予測及び評価の項目

事業者は、対象事業の内容と対象事業の事業地周辺の地域概況を考慮した結果、大気汚染、騒音・振動、地盤、水循環、景観、史跡・文化財、自然との触れ合い活動の場及び廃棄物を調査、予測及び評価項目として選定している。

六 調査計画書の縦覧

(一) 期間

令和四年三月四日から同月十四日まで。ただし、日曜日及び土曜日を除く。

(二) 時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで

(三) 場所

ア 千代田区環境まちづくり部環境政策課

イ 千代田区九段南一丁目二番一号

ウ 中央区環境土木部環境政策課

エ 中央区築地一丁目一番一号 中央区役所七階

オ 東京都環境局総務部環境政策課

カ 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎十九階

エ 東京都多摩環境事務所管理課

立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎

三階

七 都民の意見書の提出

(一) 提出方法

持参、郵送又はメール送付

(二) 記載事項

ア 氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称、代表者の氏名及び東京都の区域内に存する事務所又は事業所の所在地）

イ 対象事業の名称

ウ 環境の保全の見地からの意見

(三) 期限

令和四年三月二十三日

(四) 提出先

ア 持参又は郵送

東京都環境局総務部環境政策課

郵便番号 一六三ー八〇〇一 新宿区西新宿二丁目

八番一号

イ 電子メール

送付先、件名等は、東京都環境局ホームページに掲載する。

ホームページアドレス

[https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/assessment/reading\\_guide/index.html](https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/assessment/reading_guide/index.html)

●東京都告示第二百四十八号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条

第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和四年三月四日

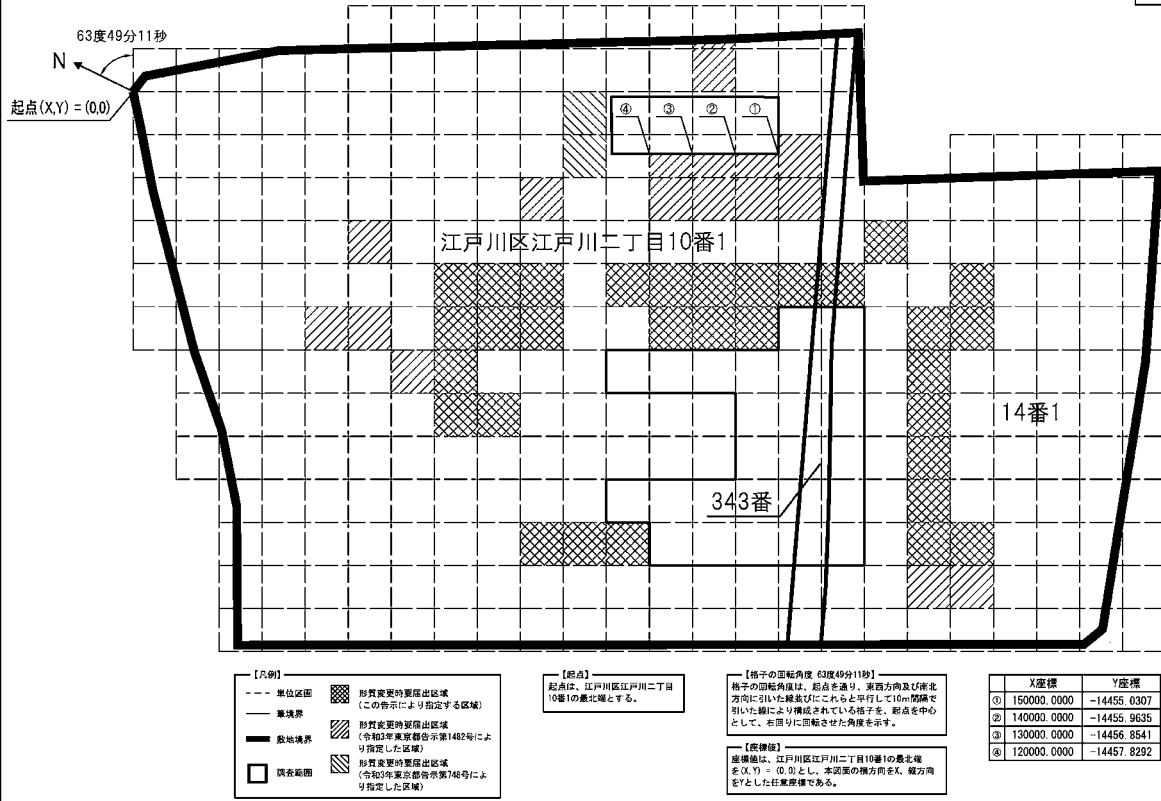
東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（江戸川区江戸川二丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



●東京都告示第百四十九号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十条第一項の規定により指定居宅サービス事業者を指定したため、同法第七十八条第一号及び介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第三百三十一条の二の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和四年三月四日

東京都知事 小池 百合子

サービスの種類 特定施設入居者生活介護

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
HITOWA ケアサービス株式会社	イリーゼ西国分寺市泉町三丁目三十七番二十号	国分寺市泉町三丁目三十七番二十号	令和三年九月一日
株式会社長谷工シニアウェルデザイン	メデイカルケアセンチュリーハウス玉川上水	東大和市桜が丘四丁目二十番地の四	令和三年十月一日
ALSOK 介護株式会社	アマカの郷東大和	東大和市蔵敷一丁目四百三十三番地の一	令和三年十一月一日
株式会社東日本福祉経営サービス	リーシエガーデン大泉学園	練馬区大泉学園町七丁目十番二十一号	令和四年一月一日

●東京都告示第百五十号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の二第一項の規定により指定介護予防サービス事業者を指定したため、同法第百十五条の十及び介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第四百十条の二十三の

規定に基づき、次のとおり告示する。

令和四年三月四日

東京都知事 小 池 百合子

サービスの種類 介護予防特定施設入居者生活介護

事業者の名称 事業所の名称 事業所の所在地 指定年月日

HIITOWA イリーゼ西国 国分寺市泉町 令和三年九月一日

株式会社 ケアサービス 分寺 三丁目三十七番二十号

株式会社長谷工シニアウェルデザイン メディカルケアセンチュリーハウス玉川 東大和市桜が丘四丁目二十九番地の四

ALSOK介護株式会社 アミカの郷東大和市蔵敷 令和三年十一月一日

株式会社東日本福祉経営サービス リーシエガーデン大泉学園 練馬区大泉学園町七丁目十番二十一号 令和四年一月一日

●東京都告示第二百五十一号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七十五条第二項の規定により指定居宅サービス事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第七十八条第二号及び介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号)第三百三十一条の二の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和四年三月四日

東京都知事 小 池 百合子

サービスの種類 特定施設入居者生活介護

事業者の名称 事業所の名称 事業所の所在地 廃止年月日

株式会社セン メディカルケ 東大和市桜が 令和三年九月

チュリーライ アセンチュリーハウス玉川 丘四丁目二十月三十日 九番地の四

上水

●東京都告示第二百五十二号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第百十五条の五第二項の規定により指定介護予防サービス事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第百十五条の十及び介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号)第百四十条の二十三の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和四年三月四日

東京都知事 小 池 百合子

サービスの種類 介護予防特定施設入居者生活介護

事業者の名称 事業所の名称 事業所の所在地 廃止年月日

株式会社センチュリーライ メディカルケアセンチュリーライ アセンチュリーハウス玉川 東大和市桜が丘四丁目二十九番地の四 令和三年九月三十日

●東京都告示第二百五十三号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十八条第一項第一号及び第八十六条第一項の規定により介護老人福祉施設を指定したので、同法第九十三条第一号及び介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号)第三百三十五条の二の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和四年三月四日

東京都知事 小 池 百合子

サービスの種類 介護福祉施設サービス

開設者の名称 施設の種類 施設の名称 施設の所在地 指定年月日

渋谷区 渋谷区 渋谷区 渋谷区 令和三年五月一日

社会福祉法人 東京福祉会 第3練馬高松園 練馬区高松二丁目三十番八号 同日

社会福祉法人 章佑会 特別養護老人ホーム やすらぎの里北小岩 江戸川区北小岩一丁目二十一番十二号 令和三年六月一日

社会福祉法人 友愛十字会 友愛荘 町田市南大谷 千六百五十一番地一 同日

社会福祉法人 池上長寿園 ホーム羽田 大田区本羽田 三丁目二十三番四十五号 同日

社会福祉法人 目黒区社会福祉事業団 さんホーム目黒区目黒三丁目二十番八号 令和三年八月一日

●東京都告示第二百五十四号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第九十一条の規定により指定した介護老人福祉施設の指定の辞退があったので、同法第九十三条第二号及び介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号)第三百三十五条の二の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和四年三月四日

東京都知事 小 池 百合子

サービスの種類 介護福祉施設サービス

事業者の名称 施設の種類 施設の名称 施設の所在地 辞退年月日

社会福祉法人 サンメール尚 西東京市新町 令和三年八月

至誠学舎東京 和

一丁目十一番 月三十一日  
二十五号

●東京都告示第二百五十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。)第五十九条第一項の規定により、指定自立支援医療機関を指定したので、法第六十九条及び指定自立支援医療機関の指定等に関する規則(平成十八年東京都規則第三十三号)第三条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。  
令和四年三月四日

東京都知事 小 池 百合子

病院又は診療所(精神通院医療)

名 称	所 在 地	指定年月日
東陽町はぐくみファミリークリニック	江東区東陽4-10-8 杉船ビル6階	令和3年10月1日
メンタルクリニック下北沢	世田谷区代田6-3-1 KAWANO SHIMOKITA NORTH 3F	同 日
ウェルネストメンタルクリニック	渋谷区道玄坂2-3-2 大外ビル3階	同 日
医療法人社団 爽緑会 ふたば在宅クリニック 北千住	足立区千住2-4 オカパツインタワービル イースト8階	同 日
医療法人社団 爽緑会 ふたば在宅クリニック 新小岩	葛飾区新小岩1-49-10 第5デリカビル 2階	同 日
北條医院	武蔵村山市残堀4-113-1	同 日
かわかみ内科外科クリニック	墨田区京島1-22-2	令和3年11月1日
医療法人社団誠知会 みらいメディカルクリニック西六郷	大田区西六郷1-18-11 グランドソレイユ1階	同 日
渋谷しろくまクリニック	渋谷区円山町10-18 マイキャッスル渋谷JP201	同 日
下高井戸駅前クリニックみみはなのどプラス	杉並区下高井戸1-2-1 渡邊ビル ヴノアピオン1階	同 日
十条メンタルクリニック	北区上十条2-30-1 ブラックストンビル6階	同 日
赤羽本通りクリニック 内科・脳神経内科	北区赤羽西1-36-11-3F	同 日
のむら脳神経外科	板橋区西台3-25-3	同 日
医療法人社団明正会 明正会葛西クリニック	江戸川区東葛西6-5-15 ウツイ商事第一ビル302	同 日
ほったクリニック	八王子市南大沢1-22-2	同 日
コスモスこころのクリニック花小金井	小平市花小金井1-10-11 875ビル4F	同 日
医療法人社団あまね会 あまね在宅クリニック	狛江市中和泉1-27-5 アモール狛江105	同 日
医療法人栄仁会 みらいメディカルクリニック茗荷谷	文京区大塚1-4-15-202	令和3年12月1日
十全医院	台東区浅草4-16-7	同 日
医療法人社団光流会 池上メディカルクリニック	大田区池上7-6-5 ボニータビル4階	同 日
わがまちクリニック	杉並区和田1-17-1-2F	同 日
霜降橋こどもクリニック	北区西ヶ原1-6-5 アフニィ駒込2階	同 日
一般社団法人宝寿会 東京おひさまクリニック	荒川区東日暮里5-45-1 YOTO BLD 8階	同 日
医療法人社団慶津会 高野台ホームクリニック	練馬区高野台5-13-7 チャームスイート石神井公園1階	同 日
医療法人社団江誠会 大久保病院	足立区江北4-16-14	同 日
医療法人修志会 ファミリークリニック新小岩	葛飾区西新小岩4-42-12 磯間ビル602	同 日
調布聖美会クリニック	調布市小島町1-35-5	同 日

薬局(精神通院医療)

名 称	所 在 地	指定年月日
スギ薬局 水道橋店	千代田区神田三崎町3-8-1 KMKビル1階	令和3年10月1日
日本調剤 飯田橋駅前薬局	千代田区富士見2-9-10	同 日
ファーマライズ薬局 日本橋店	中央区日本橋2-8-1 東京日本橋タワーアネックス地下2階	同 日
新川調剤薬局	中央区新川2-16-11	同 日
ココカラファイン薬局三田店	港区芝5-25-11 ヒューリック三田ビル1階	同 日
Y.O.J.O.薬局 四谷店	新宿区四谷三栄町3-11 中村ビル101	同 日
薬局くすりの福太郎 江戸川橋店	文京区関口1-9-11 江戸川橋センチュリープラザ21	同 日
セイコー薬局 浅草店	台東区松が谷1-1-1 7階	同 日
かちどき薬局 みなみすな店	江東区南砂1-25-12	同 日
中川薬局 自由が丘駅前店	目黒区自由が丘1-7-13 クレオビル105号室	同 日
ひまわり調剤薬局	大田区南久が原1-8-15	同 日

リリオ薬局	世田谷区経堂2-13-16 DreaM-G 102	同日
あんず薬局 野方店	中野区野方6-2-3	同日
みなみ調剤薬局	杉並区阿佐谷南1-33-14	同日
げやき薬局	板橋区高島平9-18-7 Elmar I階	同日
竹ノ塚駅前薬局	足立区竹の塚6-11-1 T・キューブ1階F	同日
エスケイ薬局三鷹店	三鷹市上連雀2-1-10	同日
ノムラ薬局 仙川店	調布市仙川町1-14-32	同日
丘の上薬局	あきる野市秋留1-1-9	同日
なの花薬局 田無店	西東京市田無町4-29-3 SAビル1F	同日
ダイエー小石川店薬局	文京区小石川3-27-16	令和3年11月1日
岡崎薬局	文京区小石川1-12-14-102	同日
なごみ薬局 矢口渡店	大田区多摩川1-19-1 SKビル1階	同日
ココカラファイン薬局 上北沢店	世田谷区上北沢4-13-1	同日
なの花薬局 荻窪北口店	杉並区上荻1-5-1	同日
なの花薬局 西荻南店	杉並区西荻南1-1-1	同日
ウイング薬局 椎名町店	豊島区長崎1-2-6 東ビル1F	同日
そうごう薬局 赤羽店	北区赤羽西1-36-11 メディカルヒルズ赤羽1階	同日
鈴薬局西台三丁目店	板橋区西台3-25-3	同日
クリエイト薬局 調布深大寺東町店	調布市深大寺東町1-28-1	同日
本町薬局	国分寺市本町2-19-5 KBビル101	同日
万代薬局 外苑前店	港区南青山2-22-17 川上ビル1階	令和3年12月1日
よつば薬局	文京区千石1-6-17	同日
はりま坂薬局	文京区小石川5-40-16 小石川YSレジデンス1階	同日
CMS春日薬局	文京区春日2-10-19-102	同日
薬局くすりの福太郎 八広駅前店	墨田区八広6-25-1	同日
ステラ薬局 押上店	墨田区向島1-32-7 KSビル1F	同日
日本調剤 亀戸駅前薬局	江東区亀戸5-5-11 亀戸第一ビル1階	同日
丘の上薬局 下高井戸店	世田谷区赤堤5-30-15 しもたかいどメディカルタウン102号	同日
薬局くすりの福太郎 南千住7丁目店	荒川区南千住7-23-10	同日
西日暮里薬局	荒川区西日暮里5-24-7 冠ビル5-C	同日
オーリーブ薬局 平和台店	練馬区平和台4-21-10 クリエシエンテ練馬平和台1階	同日
ウエルシア薬局練馬三原台店	練馬区三原台3-8-3	同日
亀有鈴薬局	葛飾区亀有1-15-23	同日
日本調剤 一之江薬局	江戸川区一之江8-13-9	同日
サンサンファーマシー	江戸川区西葛西6-5-12 MLD西葛西ビル1階	同日
スギ薬局 西八王子店	八王子市散田町3-17-1 コビオ西八王子2階	同日
クリエイト薬局八王子高嶺小学校前店	八王子市北野台4-30-1	同日
サザン調剤薬局 吉祥寺SIX店	武蔵野市吉祥寺本町1-10-15 室岡ビル1階	同日
日本調剤三鷹南口薬局	三鷹市上連雀4-15-33 日生三鷹マンション2階A	同日
ドリーム薬局	町田市町2-20-22	同日

指定訪問看護事業者等(精神通院医療)

名称	所在地	指定年月日
よぞら訪問看護ステーション	大田区蒲田2-5-5 ヴィラブルグノII403	令和3年10月1日
ライフ訪問看護ステーション駒澤	世田谷区駒沢2-11-1 駒沢フォーラムガーデン801	同日
SOMPOケア 下北沢 訪問看護	世田谷区代沢5-8-14 岩城ビル401号	同日
訪問看護ステーションともる	豊島区南池袋2-8-5 ライオンズマンション907号	同日
スマイル優 訪問看護ステーション	北区豊島3-20-12 アップステアーズannex201	同日
トータルライフケア桜台訪問看護ステーション	練馬区桜台1-11-2 コーポ岩宮1F	同日
ぶえお訪問看護ステーション	足立区千住練町1-20-2 101	同日
ひな訪問看護リハビリステーション	江戸川区松江7-28-6 セシオン松江302号	同日
訪問看護ステーション もみの木	日野市高幡1012-1 下田ビル201	同日
訪問看護STまごのて	多摩市馬引沢2-7-7-101	同日
プレモ訪問看護リハビリステーション	港区東麻布2-29-11 シャローム東麻布103	令和3年11月1日
あおば訪問看護ステーション	墨田区緑4-20-16 サニーハイツ別館3階	同日
よぞら訪問看護ステーション	大田区蒲田2-5-5 ヴィラブルグノII403	同日
アエルハ訪問看護ステーション	大田区大森北3-32-1-101号	同日
ビュートゾルフ訪問看護ステーション世田谷	世田谷区世田谷1-35-18	同日
エール訪問看護リハビリステーション	豊島区南大塚2-29-9 サンレックス203号室	同日
スターク訪問看護ステーション板橋徳丸	板橋区徳丸4-25-13 新三洋ビル2F	同日
おうちのカンゴ東京	足立区西竹の塚2-13-4-209号	同日
稲垣薬局訪問看護ステーション	武蔵野市吉祥寺本町1-20-1 吉祥寺永谷シティプラザ506号室	同日
訪問看護ステーションおうち	菅原市今井3-23-32	同日
マザーカリン訪問看護ステーション	昭島市中神町1187-2 ハイツ中神303	同日
訪問看護ステーション C-support	調布市小島町1-21-6 アジアンタ調布206	同日
訪問看護ステーションベすと	小金井市桜町2-12-32 セレーサ小金井102号	同日
訪問看護 一期一笑	東村山市萩山町1-8-12 クロウバーハイツ201	同日
訪問看護ステーションあきつ	東村山市青葉町3-32-26	同日
HOALLOHA nurse station	東村山市富士見町1-1-41 第22北斗ビル101号	同日
ビースフル訪問看護ステーションあきる野	あきる野市秋川2-9-9 堤ビル2階	同日
ツクイ青山訪問看護ステーション	港区北青山3-4-3	令和3年12月1日
訪問看護ステーション みつれ	新宿区西新宿7-21-3 DUO西新宿906	同日
訪問看護ステーション はな 亀戸	江東区亀戸1-39-5 サンウエストビルII 1F	同日
訪問看護事業所キレイニ	品川区南品川3-4-14 永光マンション201号室	同日
訪問看護かえりえ太子堂	世田谷区太子堂3-38-20	同日
まるこ訪問看護ステーション	中野区若宮2-34-19B	同日
訪問看護リハビリステーション エガオコネクト	豊島区北大塚1-2-6 MAN薬町201	同日
おうちdeかんご	足立区千住東1-5-7 メゾン・ド・アージュ103	同日
FERNA訪問看護ステーション	江戸川区東瑞江1-25-9 ブライトプレイス102号室	同日
東京リハビリ訪問看護ステーションキッズ府中	府中市府中町1-25-29 Blooming FUCHU 4A号室	同日
ゆうあ訪問看護ステーション	町田市成瀬4-1-21 NKハイツII105号	同日
訪問看護ステーション ステイ	清瀬市松山1-4-20 松東ビル505号	同日
あい訪問看護ステーション中沢	多摩市中沢2-5-3 かいまへる中沢A棟1階	同日
大福訪問看護ステーション	西東京市ひばりが丘1-3-3 IBフラット202	同日

●東京都告示第二百五十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。)第六十四条の規定による届出があったので、法第十九条及び指定自立支援医療機関の指定等に関する規則(平成十八年東京都規則第三十三号)第五条第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和四年三月四日

東京都知事 小 池 百合子

病院又は診療所(精神通院医療)

(1) 名称及び所在地の変更

新 名 称	旧 名 称	新 所 在 地	旧 所 在 地	変更年月日
木内整形外科	医療法人社団プライマリーケアクリニック	世田谷区松原1-33-10	世田谷区松原1-38-8 野口マンション1F101号室	令和3年10月1日

(2) 名称の変更

新 名 称	旧 名 称	所 在 地	変更年月日
日本橋サッククリニック	医療法人尊和会 日本橋サッククリニック	中央区日本橋2-1-21 第二東洋ビル3階	平成31年4月1日
医療法人社団明善会 榎本クリニック	医療法人社団明善会 榎本クリニック	豊島区西池袋1-2-5	令和2年3月1日
医療法人社団Nobisuko 平蔵門のびすこどもクリニック	半蔵門のびすこどもクリニック	千代田区一番町4-16 プルミエール一番町1階	令和3年4月1日
東京医科大学歯科大学病院	東京医科大学医学部附属病院	文京区湯島1-5-45	令和3年10月1日
医療法人社団Heartbeat 新宿グリーンタワー内科クリニック	新宿グリーンタワー内科クリニック	新宿区西新宿6-14-1 新宿グリーンタワービル2階	同 日
医療法人社団アダット 中野訪問クリニック	中野訪問クリニック	中野区本町1-31-6-203	令和3年11月1日

(3) 所在地の変更

名 称	新 所 在 地	旧 所 在 地	変更年月日
篠崎医院	江戸川区西小岩1-27-6 YOSHI BLD3F	江戸川区西小岩1-25-5	令和3年9月1日
ひきふね内科クリニック	墨田区東向島2-39-10 ナンカイパート1階A区画	墨田区東向島2-39-10 ナンカイパートワン101	令和3年10月1日
医療法人社団洋誠会 かわいクリニック	大田区西蒲田7-37-10 グリーンプレイス3階	大田区西蒲田8-4-4 岸・東海ビル5階	同 日
医療法人社団至高会 たかせクリニック	大田区矢口1-5-1 KIPビル5階	大田区下丸子1-16-6 カササギ木1階	同 日
訪問クリニックはなび	台東区根岸3-1-4 カサノツビル2階及び3階	台東区根岸2-19-14 金港コーポ602号室	令和3年11月1日
亀戸ホームクリニック	江東区亀戸2-28-3 1F及び2F	江東区亀戸2-25-5-2F	同 日
医療法人社団平郁会 みんなの町田クリニック	町田市森野1-33-11 町田森野ビル5階501号	町田市東町田6-15-2 RSビル201号室	同 日

薬局(精神通院医療)

(1) 名称及び所在地の変更

新 名 称	旧 名 称	新 所 在 地	旧 所 在 地	変更年月日
日本調剤東京通信病院前薬局	日本調剤板橋西口薬局	千代田区富士見2-16-1	千代田区富士見2-9-10	令和3年9月1日
けいひん薬局	東六郷一丁目薬局	大田区東六郷1-28-17	大田区東六郷1-24-16	令和3年11月1日

(2) 名称の変更

新 名 称	旧 名 称	所 在 地	変更年月日
おだいに薬局 芝大門店	大信薬局芝大門店	港区虎ノ門2-5-1 アルテビルディングB2階	令和3年8月1日
おだいに薬局 芝公園店	大信薬局芝公園店	港区芝大門2-10-2 竹内ビル1階	同 日
おだいに薬局 オハナ店	オハナ薬局	品川区荏原3-5-6 リベラルハウス1-B号	同 日
おだいに薬局 戸越銀座店	大信薬局戸越銀座店	品川区平塚1-8-16	同 日
平田調剤薬局	平田薬局 東大島店	江東区大島9-5-1 コアシティ東大島105	令和3年9月1日
ナガエ薬局 南管谷	みべ薬局 南管谷	大田区南管谷5-11-7	令和3年10月1日
ナガエ薬局 東管谷	みべ薬局	大田区東管谷5-27-14	同 日
なないろ薬局中野本町店	ジャスミン薬局	中野区本町3-32-23	同 日
おだいに薬局 ハート店	ハート薬局	墨分寺市東町3-33-1	同 日
大信薬局 五反田店	つくし薬局 五反田店	品川区東五反田1-5-2	令和3年11月1日



パンダ薬局 北綾酒店	コアラ薬局	足立区東和5-12-13 小田萬ビル2階	同日
はねかみ薬局	アイセイ薬局 羽村羽加美店	羽村市羽加美1-16-9	同日
さくら薬局 西馬込駅前店	西馬込薬局	大田区南馬込5-40-1 西馬込メディカルビレッジ1階	同日
さくら薬局 成増店	ハジメ薬局	板橋区成増3-4-16	同日
クオール薬局南大泉店	トワク大泉南薬局	練馬区南大泉1-15-39 スプリング1F	同日
さくら薬局 西新井店	なごみ薬局	足立区烏根3-8-1 山・ビル烏根I 1階A号	同日
共創未来 大井町薬局	大井町ロイヤル薬局	品川区東大井6-2-12 ヴィラトローコ-1階	令和3年11月26日

(3) 所在地の変更

名称	新所在地	旧所在地	変更年月日
有限会社仁誠堂薬局	杉並区久我山2-12-7	世田谷区北島山4-35-30	令和3年7月19日
アイム氷川台薬局	練馬区氷川台3-40-6	練馬区氷川台3-40-10 2F	同日
なの花薬局 日野新井店	日野市新井3-2-2	日野市新井860-1	令和3年7月22日
ライオン薬局	港区芝2-18-3 カレン芝公園1階	港区芝2-18-2	令和3年8月8日
とどくすり薬局	台東区台東1-5-1	台東区浅草橋3-8-11 シティコア浅草橋Ⅲ1階及び2階	令和3年8月30日
岡崎薬局2	文京区小石川1-5-1-110	文京区小石川1-12-14-102	令和3年9月6日
ヒロ薬局	江東区千田22-1 ベルウッドイースト1F	江東区千田6-14	令和3年9月21日
ミスト薬局	世田谷区上祖師谷6-1-2-105	世田谷区上祖師谷7-5-4	令和3年10月1日
フラワー薬局 練馬駅前店	練馬区豊玉北5-17-22 TSAビル1階	練馬区豊玉北5-17-9 井上ビル1階東側部分	同日
くすの木薬局	大田区池上6-1-21 CS池上ビル1B	大田区池上6-3-6	令和3年11月1日
六郷駅前薬局	大田区仲六郷4-2-2-1 エレパビル1階	大田区仲六郷4-20-9	同日

指定訪問看護事業者等（精神通院医療）

(1) 名称及び所在地の変更

新名称	旧名称	新所在地	旧所在地	変更年月日
医療法人社団輝生会 訪問看護ステーション成城リハケア	医療法人社団輝生会 訪問看護ステーション成城リハ	世田谷区祖師谷3-8-7 ガーデン成城ビル1階	世田谷区祖師谷3-8-7	平成28年8月1日
ハウオリ訪問看護ステーション	ハウオリホーエア訪問看護リハビリステーション	目黒区農務2-8-16 石井ハイム201	目黒区中央町1-18-1 宅研学芸大マンション103	令和3年4月1日

(2) 所在地の変更

名称	新所在地	旧所在地	変更年月日
エンジェル訪問看護リハビリステーション	西東京市ひばりが丘北3-4-3-C	西東京市ひばりが丘北3-3-30-302号	平成29年1月23日
城東訪問看護ステーション	江戸川区西葛西3-22-15	江戸川区西葛西6-23-20-301	平成29年7月19日
訪問看護ステーションいきいき	府中市小柳町2-11-2 TENS BUILDING 2F	府中市小柳町2-29-2 シティコア内海103	令和2年6月20日
経堂ふくろう訪問看護リハビリステーション	世田谷区経堂2-23-21	世田谷区経堂2-15-2-102	令和3年4月1日
ハーネス訪問看護ステーション	大田区南千束1-7-21 レミネハイム103	大田区南千束1-7-21 レミネハイム403	令和3年7月5日
セントケア訪問看護ステーション立川	立川市築崎町2-7-6 さかえビル3階	立川市富士見町5-6-19 第三伸栄ビル3階	令和3年7月17日
訪問看護ステーションOHANA	江東区亀戸2-44-12 亀戸ビル2階	江東区亀戸3-45-7-103	令和3年8月1日
訪問看護ステーション デライト板新町	世田谷区弦巻4-2-3 塚本ルミネビル1-B	世田谷区板新町1-12-13 板新町ビル別棟2階	令和3年8月22日
訪問看護ステーションデューン大森	大田区東蒲田2-2-12 翔信啓ビル501号室	大田区大森北5-10-20 サンハイツ松丸1階西	令和3年9月1日
訪問看護ステーション コルディア-レ練馬	練馬区豊栄1-2-2-5 桜台ツウウッズビル3階	練馬区練馬3-22-3 ESNA2階A号	同日
訪問看護リハビリステーション マザース中野事業所	中野区東中野2-28-14 メディカルコートⅡ 2階 2D	中野区東中野2-28-14 メディカルコートⅡ 1階 1F号室	令和3年9月30日
訪問看護A1ナース	大田区下丸7-4-19-7 ジョイナリー下丸子101	大田区千鳥1-2-17-202	令和3年10月1日
訪問看護ステーション ミューチュアルナーシング	目黒区大岡山1-37-13	大田区矢口2-4-25 ガーデンハウA棟108号室	令和3年10月25日

●東京都告示第二百五十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）第六十五条の規定による指定の辞退及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号）第六十三条の規定による届出があったので、法第六十九条並びに指定自立支援医療機関の指定等に関する規則（平成十八年東京都規則第三十三号）第五条第二項及び第六条第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和四年三月四日

東京都知事 小池 百合子

病院又は診療所(精神通院医療)

(1) 辞退			
名 称	所 在 地	辞退年月日	
平木こどもクリニック	葛飾区東四つ木1-20-2 U-1号	令和3年9月30日	
医療法人社団隆銷会 墨田中央クリニック	墨田区茶島3-65-5 1階	令和3年10月4日	
医療法人社団廣和会 西荻ベイクリニック	杉並区松蔭3-40-13-1F	令和3年11月30日	

(2) 廃止			
名 称	所 在 地	廃止年月日	
医療法人社団大和会 大内クリニックおおくぼ	新宿区百人町2-11-24 3階	令和3年8月31日	

薬局(精神通院医療)

(1) 辞退			
名 称	所 在 地	辞退年月日	
アイン薬局 羽村店	羽村市五ノ神字武蔵野352-22	平成30年3月31日	

(2) 廃止			
名 称	所 在 地	廃止年月日	
清水薬局 豊田店	日野市豊田1-2-3	平成29年6月20日	
のぞみ薬局 篠崎店	江戸川区篠崎町2-2-1	平成30年9月30日	
みなみ調剤薬局 月島店	中央区佃2-20-3 マガザン側1階及び2階	令和3年7月31日	
みづほ薬局	中野区江古田3-6-1	同 日	
調剤薬局ソルハドドラッグ大山駅前店	板橋区大山町3-2-7	令和3年8月15日	
明倫堂薬局	品川区小山3-26-1 ヒルズムサコビル7階	令和3年8月31日	
日容里はなぞの薬局	荒川区東日暮里2-30-9	同 日	
のぞみ薬局	世田谷区奥沢2-13-3	令和3年9月1日	
ぞら薬局	中央区銀座4-13-1 松戸ビル1階	令和3年9月15日	
桜林薬局	三鷹市井口1-2-24 あだちビル1階	同 日	
めばえ薬局	八王子市みなみ野3-1-7	令和3年9月30日	
万代薬局 東上野店	台東区東上野1-6-8 MHビル101	令和3年10月31日	
あすなろ薬局 スカイツリー駅前店	墨田区向島1-32-7 KSビル1階	同 日	
さくら薬局 湯島店	文京区湯島3-38-12 野口ビル1階	令和3年11月10日	
ハートドラッグ調剤薬局	大田区南久が原2-1-21	令和3年11月11日	
エール薬局 九段店	千代田区九段北1-9-7 東洋Mビル1階	令和3年12月31日	

(3) 休止			
名 称	所 在 地	休止年月日	
あすなろ薬局 スカイツリー駅前店	墨田区向島1-32-7 KSビル1階	令和3年9月15日	

(4) 再開			
名 称	所 在 地	再開年月日	
薬局世田谷ファーマシー	世田谷区代沢4-37-3	令和3年8月23日	

指定訪問看護事業者等(精神通院医療)

(1) 辞退			
名 称	所 在 地	辞退年月日	
あしたも笑顔訪問看護ステーション	葛飾区新宿5-7-20-1F	平成28年4月30日	

LIC訪問看護リハビリステーション	府中市清水が丘3-29-5 トラットリアK&M101号室	令和3年8月10日
医療法人社団もかほ会 ビッグライフ訪問看護ステーション	武蔵村山市大南3-29-1 Stage one玉川上水A1F	令和3年10月15日


(2) 廃止			
名 称	所 在 地	廃止年月日	
社会医療法人社団健友会 やまと訪問看護ステーション	中野区大和町3-3-12	平成29年4月1日	
訪問看護ステーション コルディアール世田谷	世田谷区八幡山3-34-15 藤和シティコープ八幡山1階1号	平成30年10月1日	
ビュートゾルフ練馬富士見台	中野区上鷲宮3-16-8 中村ステンレスビル201号室	令和3年7月31日	

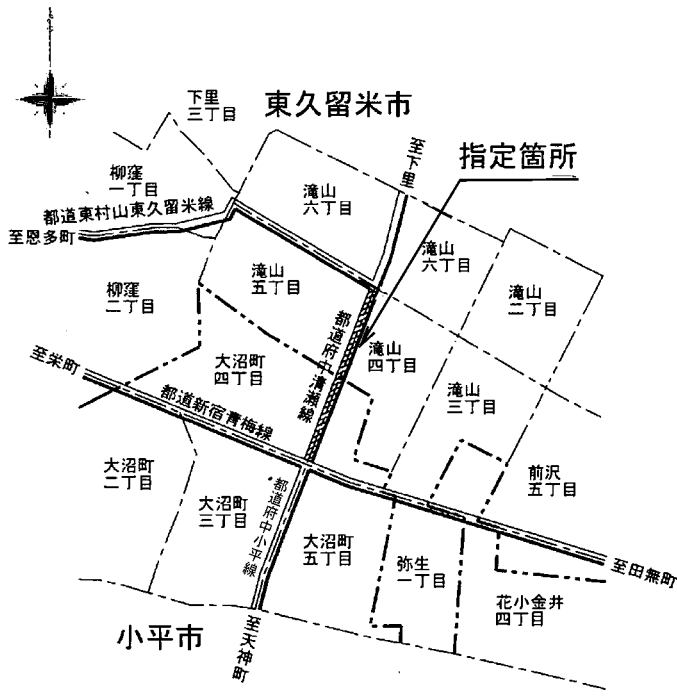
(3) 休止			
名 称	所 在 地	休止年月日	
訪問看護ステーション ラビアンローゼ	清瀬市下清戸4-416-9	令和3年8月31日	

別図

電線共同溝を整備すべき道路の指定略図

小平市大沼町四丁目～東久留米市滝山五丁目

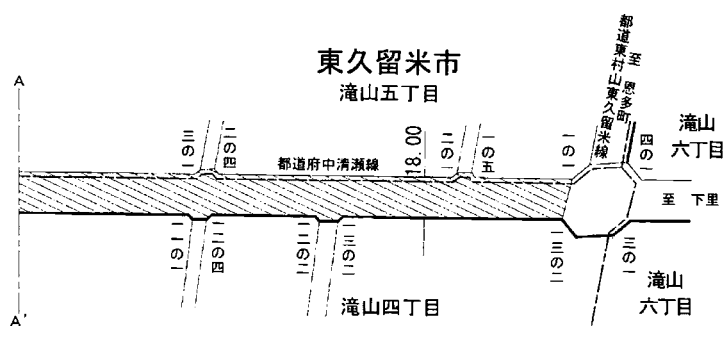
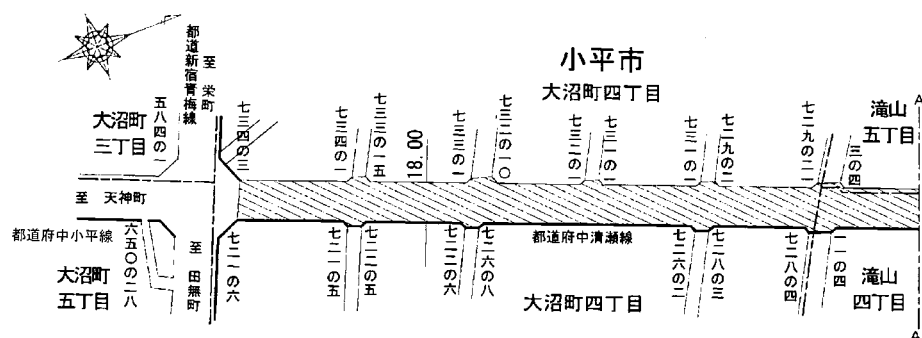

  
 延長 五五〇・八メートル  
 (電線共同溝予定名称 府中清瀬・九号)



●東京都告示第二百五十八号  
 電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号) 第三条第一項の規定により、電線共同溝を整

備すべき道路を次のように指定する。  
 令和四年三月四日  
 東京都知事 小池百合子  
 一 路線名 都道府府中清瀬線

二 指定する区間 小平市大沼町四丁目七百二十一番六地  
 先から東久留米市滝山五丁目一番一地  
 先まで  
 三 指定の概要 別図表示のとおり



●東京都告示第二百五十九号

東京都海上公園条例(昭和五十年東京都条例第七号)

第六条第四項の規定により、東京都海上公園計画の変更の概要を次のとおり告示する。

令和四年三月四日

東京都知事 小池百合子

一 区域及び面積を変更する計画

有明親水海浜公園計画

(一) 区域 別図1のとおり

(二) 面積 変更前 三十三・六ヘクタール(陸域七・一ヘクタール)

変更後

三十九・六ヘクタール(陸域十三・一ヘクタール)

二 廃止する計画

大井北ふ頭公園計画

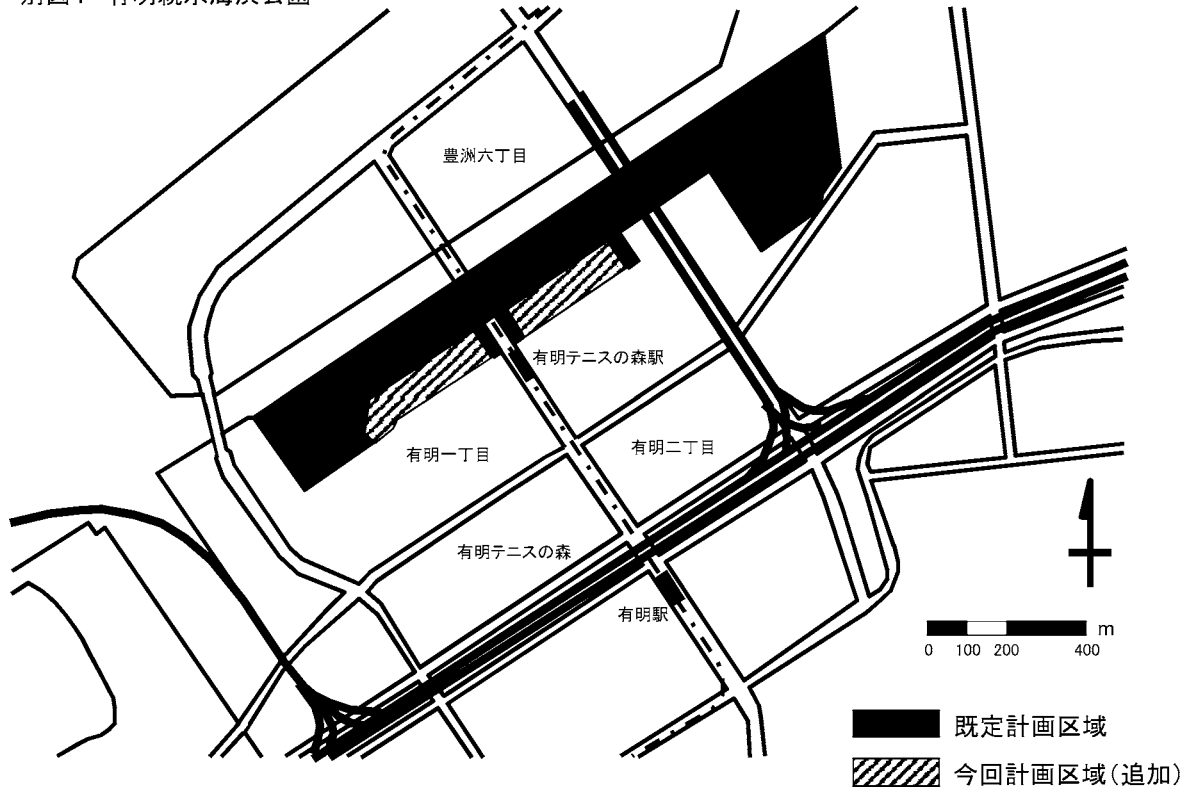
(一) 海上公園 ふ頭公園の種類

(二) 所在地 品川区八潮二丁目

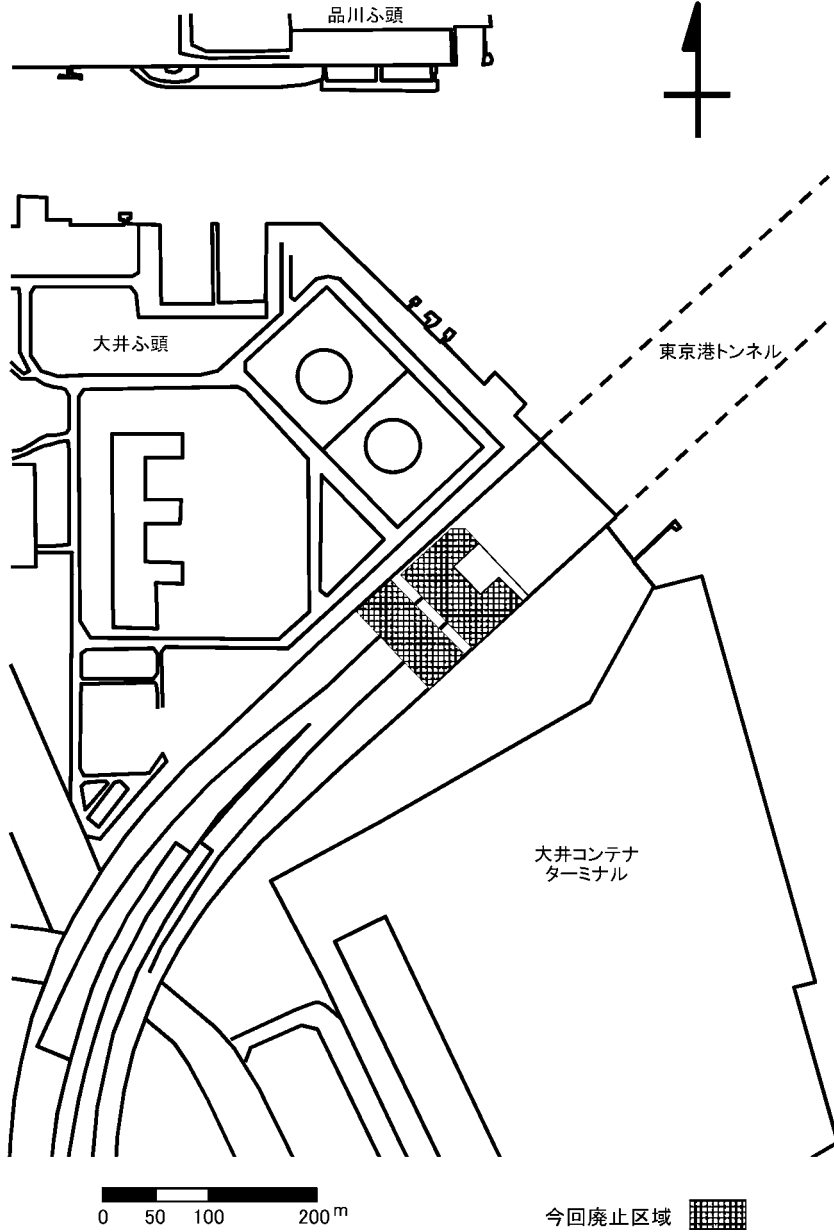
(三) 区域 別図2のとおり

(四) 面積 一・二ヘクタール(陸域一・二ヘクタール)

別図1 有明親水海浜公園



別図2 大井北ふ頭公園



# 告 示 (公)

## ●東京都公安委員会告示第83号

技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第1条の規定に基づき技能検定員審査を実施するので、規則第2条の規定により次のとおり告示する。

令和4年3月4日

東京都公安委員会

委員長 山口 徹

記

### 1 審査の種類

- (1) 大型自動車第二種免許技能検定員審査
- (2) 中型自動車第二種免許技能検定員審査
- (3) 普通自動車第二種免許技能検定員審査

### 2 審査を受けようとする者の資格

次に掲げる技能検定員審査の種類に応じた書類を提示できる者

- (1) 大型自動車第二種免許技能検定員審査  
大型自動車第二種免許に係る運転免許証及び技能検定員資格者証（大型）
- (2) 中型自動車第二種免許技能検定員審査  
大型自動車第二種免許又は中型自動車第二種免許に係る運転免許証及び技能検定員資格者証（中型）又は

道路交通法施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第183号）附則第4条第1項の規定により中型自動車免許に係る技能検定員資格者証とみなされる技能検定員資格者証（大型）

<p>(3) 普通自動車第二種免許技能検定員審査 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る運転免許証及び技能検定員資格者証（普通）</p> <p>3 審査項目及び審査細目</p> <p>(1) 技能検定に関する技能</p> <p>ア 技能検定員として必要な自動車の運転技能</p> <p>イ 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能</p> <p>(2) 技能検定に関する知識</p> <p>ア 道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識</p> <p>イ 自動車の運転技能の評価方法に関する知識</p> <p>4 審査細目の免除</p> <p>規則第17条第1項又は第3項のいずれかの規定に該当する者</p> <p>5 審査の日時及び場所</p> <p>(1) 日時 令和4年4月6日（水曜日） 時間については申請書提出時に指定する。</p> <p>(2) 場所 警視庁府中運転免許試験場（府中市多磨町三丁目1番地の1）</p> <p>6 申請手続</p> <p>(1) 申請書類</p> <p>ア 申請書（規則別記様式第1号の審査申請書とす</p>	<p>る。）</p> <p>イ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦の長さ30センチメートル、横の長さ24センチメートルのもの）</p> <p>ウ 審査細目が免除される者は、これを証明する書面</p> <p>(2) 受付日時 令和4年3月17日（木曜日）及び同月18日（金曜日）の午前9時30分から午後4時まで</p> <p>(3) 受付場所 警視庁運転免許本部運転者教育課（府中市多磨町三丁目1番地の1）</p> <p>(4) 申請に関する注意事項</p> <p>ア 申請書は、警視庁運転免許本部運転者教育課において、令和4年3月7日（月曜日）から配布する。ただし、日曜日及び土曜日を除く。</p> <p>イ 写真は、申請書に貼り付けること。</p> <p>ウ 提出書類は、本人が直接持参すること。</p> <p>エ 運転免許証及び技能検定員資格者証を提示すること。</p> <p>7 審査手数料 21,500円。ただし、審査細目を免除される者は、警視庁関係手数料条例（平成12年東京都条例第99号）別表第2の1の項備考2に規定する額を減額する。</p> <p>8 携行品</p> <p>(1) 運転免許証</p> <p>(2) 筆記用具（黒色又は青色のボールペン）</p> <p>9 合格証明書の交付 合格者には、規則別記様式第2号の技能検定員審査合</p>	<p>格証明書を交付する。</p> <p>10 問合せ先 警視庁運転免許本部運転者教育課 電話 03 (3581) 4321 内線7250-5265</p> <p>_____</p> <p>●東京都公安委員会告示第84号 技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第10条第1項の規定に基づき教習指導員審査を実施するので、同条第2項において準用する規則第2条の規定により次のとおり告示する。</p> <p>令和4年3月4日 東京都公安委員会 委員長 山口 徹 記</p>
<p>る。）</p> <p>イ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦の長さ30センチメートル、横の長さ24センチメートルのもの）</p> <p>ウ 審査細目が免除される者は、これを証明する書面</p> <p>(2) 受付日時 令和4年3月17日（木曜日）及び同月18日（金曜日）の午前9時30分から午後4時まで</p> <p>(3) 受付場所 警視庁運転免許本部運転者教育課（府中市多磨町三丁目1番地の1）</p> <p>(4) 申請に関する注意事項</p> <p>ア 申請書は、警視庁運転免許本部運転者教育課において、令和4年3月7日（月曜日）から配布する。ただし、日曜日及び土曜日を除く。</p> <p>イ 写真は、申請書に貼り付けること。</p> <p>ウ 提出書類は、本人が直接持参すること。</p> <p>エ 運転免許証及び技能検定員資格者証を提示すること。</p> <p>7 審査手数料 21,500円。ただし、審査細目を免除される者は、警視庁関係手数料条例（平成12年東京都条例第99号）別表第2の1の項備考2に規定する額を減額する。</p> <p>8 携行品</p> <p>(1) 運転免許証</p> <p>(2) 筆記用具（黒色又は青色のボールペン）</p> <p>9 合格証明書の交付 合格者には、規則別記様式第2号の技能検定員審査合</p>	<p>る。）</p> <p>イ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦の長さ30センチメートル、横の長さ24センチメートルのもの）</p> <p>ウ 審査細目が免除される者は、これを証明する書面</p> <p>(2) 受付日時 令和4年3月17日（木曜日）及び同月18日（金曜日）の午前9時30分から午後4時まで</p> <p>(3) 受付場所 警視庁運転免許本部運転者教育課（府中市多磨町三丁目1番地の1）</p> <p>(4) 申請に関する注意事項</p> <p>ア 申請書は、警視庁運転免許本部運転者教育課において、令和4年3月7日（月曜日）から配布する。ただし、日曜日及び土曜日を除く。</p> <p>イ 写真は、申請書に貼り付けること。</p> <p>ウ 提出書類は、本人が直接持参すること。</p> <p>エ 運転免許証及び技能検定員資格者証を提示すること。</p> <p>7 審査手数料 21,500円。ただし、審査細目を免除される者は、警視庁関係手数料条例（平成12年東京都条例第99号）別表第2の1の項備考2に規定する額を減額する。</p> <p>8 携行品</p> <p>(1) 運転免許証</p> <p>(2) 筆記用具（黒色又は青色のボールペン）</p> <p>9 合格証明書の交付 合格者には、規則別記様式第2号の技能検定員審査合</p>	<p>格証明書を交付する。</p> <p>10 問合せ先 警視庁運転免許本部運転者教育課 電話 03 (3581) 4321 内線7250-5265</p> <p>_____</p> <p>●東京都公安委員会告示第84号 技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第10条第1項の規定に基づき教習指導員審査を実施するので、同条第2項において準用する規則第2条の規定により次のとおり告示する。</p> <p>令和4年3月4日 東京都公安委員会 委員長 山口 徹 記</p>
<p>る。）</p> <p>イ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦の長さ30センチメートル、横の長さ24センチメートルのもの）</p> <p>ウ 審査細目が免除される者は、これを証明する書面</p> <p>(2) 受付日時 令和4年3月17日（木曜日）及び同月18日（金曜日）の午前9時30分から午後4時まで</p> <p>(3) 受付場所 警視庁運転免許本部運転者教育課（府中市多磨町三丁目1番地の1）</p> <p>(4) 申請に関する注意事項</p> <p>ア 申請書は、警視庁運転免許本部運転者教育課において、令和4年3月7日（月曜日）から配布する。ただし、日曜日及び土曜日を除く。</p> <p>イ 写真は、申請書に貼り付けること。</p> <p>ウ 提出書類は、本人が直接持参すること。</p> <p>エ 運転免許証及び技能検定員資格者証を提示すること。</p> <p>7 審査手数料 21,500円。ただし、審査細目を免除される者は、警視庁関係手数料条例（平成12年東京都条例第99号）別表第2の1の項備考2に規定する額を減額する。</p> <p>8 携行品</p> <p>(1) 運転免許証</p> <p>(2) 筆記用具（黒色又は青色のボールペン）</p> <p>9 合格証明書の交付 合格者には、規則別記様式第2号の技能検定員審査合</p>	<p>る。）</p> <p>イ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦の長さ30センチメートル、横の長さ24センチメートルのもの）</p> <p>ウ 審査細目が免除される者は、これを証明する書面</p> <p>(2) 受付日時 令和4年3月17日（木曜日）及び同月18日（金曜日）の午前9時30分から午後4時まで</p> <p>(3) 受付場所 警視庁運転免許本部運転者教育課（府中市多磨町三丁目1番地の1）</p> <p>(4) 申請に関する注意事項</p> <p>ア 申請書は、警視庁運転免許本部運転者教育課において、令和4年3月7日（月曜日）から配布する。ただし、日曜日及び土曜日を除く。</p> <p>イ 写真は、申請書に貼り付けること。</p> <p>ウ 提出書類は、本人が直接持参すること。</p> <p>エ 運転免許証及び技能検定員資格者証を提示すること。</p> <p>7 審査手数料 21,500円。ただし、審査細目を免除される者は、警視庁関係手数料条例（平成12年東京都条例第99号）別表第2の1の項備考2に規定する額を減額する。</p> <p>8 携行品</p> <p>(1) 運転免許証</p> <p>(2) 筆記用具（黒色又は青色のボールペン）</p> <p>9 合格証明書の交付 合格者には、規則別記様式第2号の技能検定員審査合</p>	<p>格証明書を交付する。</p> <p>10 問合せ先 警視庁運転免許本部運転者教育課 電話 03 (3581) 4321 内線7250-5265</p> <p>_____</p> <p>●東京都公安委員会告示第84号 技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第10条第1項の規定に基づき教習指導員審査を実施するので、同条第2項において準用する規則第2条の規定により次のとおり告示する。</p> <p>令和4年3月4日 東京都公安委員会 委員長 山口 徹 記</p>

- 1 審査の種類
- (1) 大型自動車第二種免許教習指導員審査
- (2) 中型自動車第二種免許教習指導員審査
- (3) 普通自動車第二種免許教習指導員審査
- 2 審査を受けようとする者の資格
- 次に掲げる教習指導員審査の種類に応じた書類を提示できる者
- (1) 大型自動車第二種免許教習指導員審査  
大型自動車第二種免許に係る運転免許証及び教習指導員資格者証（大型）
- (2) 中型自動車第二種免許教習指導員審査  
大型自動車第二種免許又は中型自動車第二種免許に係る運転免許証及び教習指導員資格者証（中型）又は

<p>道路交通法施行令の一部を改正する政令 (平成17年政令第183号) 附則第4条第1項の規定により中型自動車免許に係る教習指導員資格者証とみなされる教習指導員資格者証 (大型)</p> <p>(3) 普通自動車第二種免許教習指導員審査 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る運転免許証及び教習指導員資格者証 (普通)</p> <p>3 審査項目及び審査細目 (1) 教習に関する技能 ア 教習指導員として必要な自動車の運転技能 イ 技能教習 (自動車の運転に関する技能の教習をいう。) に必要な教習の技能 (2) 教習に関する知識 道路運送法 (昭和26年法律第183号) 第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 (平成13年法律第57号) 第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識</p> <p>4 審査細目の免除 規則第17条第1項又は第5項のいずれかの規定に該当する者</p> <p>5 審査の日時及び場所 (1) 日時 令和4年4月6日 (水曜日) 時間については申請書提出時に指定する。 (2) 場所 警視庁府中運転免許試験場 (府中市多磨町三丁目1</p>	<p>番地の1) 6 申請手続 (1) 申請書類 ア 申請書 (規則別記様式第1号の審査申請書とする。) イ 写真 (申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身三分身、無背景の縦の長さ30センチメートル、横の長さ24センチメートルのもの) ウ 審査細目が免除される者は、これを証明する書面 (2) 受付日時 令和4年3月17日 (木曜日) 及び同月18日 (金曜日) の午前9時30分から午後4時まで (3) 受付場所 警視庁運転免許本部運転者教育課 (府中市多磨町三丁目1番地の1) (4) 申請に関する注意事項 ア 申請書は、警視庁運転免許本部運転者教育課において、令和4年3月7日 (月曜日) から配布する。ただし、日曜日及び土曜日を除く。 イ 写真は、申請書に貼り付けること。 ウ 提出書類は、本人が直接持参すること。 エ 運転免許証及び教習指導員資格者証を提示すること。</p> <p>7 審査手数料 12,450円。ただし、審査細目を免除される者は、警視庁関係手数料条例 (平成12年東京都条例第99号) 別表第2 1の項備考3に規定する額を減額する。 8 携行品</p>	<p>(1) 運転免許証 (2) 筆記用具 (黒色又は青色のボールペン)</p> <p>9 合格証明書の交付 合格者には、規則別記様式第8号の教習指導員審査合格証明書を交付する。</p> <p>10 問合せ先 警視庁運転免許本部運転者教育課 電話 03 (3581) 4321 内線7250-5265</p>
<p><b>公 告</b></p>		
<p>令和四年度製菓衛生師試験の実施について 製菓衛生師法 (昭和四十一年法律第百十五号。以下「法」という。) 第四条第二項の規定により、令和四年度製菓衛生師試験を次のとおり実施する。 令和四年三月四日 東京都知事 小 池 百合子</p> <p>一 受験資格 次のいずれかに該当する者</p> <p>(一) 学校教育法 (昭和二十二年法律第二十六号) 第五十七条に規定する者であって、都道府県知事の指定する製菓衛生師養成施設において一年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したもの</p> <p>(二) 学校教育法第五十七条に規定する者であって、二年以上菓子製造業 (食品衛生法 (昭和二十二年法律第二百三十三号) 第五十一条に規定する営業のうち菓子製造業をいう。以下同じ。) に従事したもの</p> <p>(三) 法の施行の際 (昭和四十一年十二月二十六日) 現に菓子製造業に従事していた者 (学校教育法第五十七条</p>		

に規定する者を除く。)であつて、菓子製造業に従事

した期間が、法の施行の日において三年を超えているもの又は同日後三年を超えるに至つたもの

(四) 沖繩の復帰の際(昭和四十七年五月十五日)現に沖繩において菓子製造業に従事していた者であつて、菓子製造業に従事した期間が、沖繩の復帰の日において三年を超えているもの又は同日後三年を超えるに至つたもの

なお、旧国民学校令(昭和十六年勅令第百四十八号)による国民学校の高等科を修了した者、旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による中等学校の二年の課程を修了した者又は厚生労働省令で定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者は、学校教育法第五十七条に規定する者とみなす。

二 試験科目

衛生法規、公衆衛生学、食品学、食品衛生学、栄養学並びに製菓理論及び実技。ただし、職業能力開発促進法施行規則(昭和四十四年労働省令第二十四号)による菓子製造に係る一級若しくは二級又はパン製造に係る特級、一級若しくは二級の技能検定に合格した者は、製菓理論及び実技の試験科目を免除する。

三 試験の日時及び場所

(一) 日時

令和四年六月四日(土曜日)午前十一時から午後一時まで(製菓理論及び実技の試験科目の免除を受ける者は、午前十一時から午後零時三十分まで)

(二) 場所

学校法人後藤学園(豊島区南池袋三丁目十二番五

号)

四 提出書類

(一) 製菓衛生師試験受験願書兼受験台帳

(二) 卒業証明書(中学校(中学校、高校、高専、短大、大学又は専修学校(高等課程又は専門課程に限る。))卒業以上のもの。(一)に該当する者は、製菓衛生師養成施設の卒業(修了)証明書)

(三) 受験票

(四) 写真台帳

(五) 写真(出願前六か月以内に撮影した無帽、上半身正面向きで、縦四センチメートル横三センチメートルのもの)

(六) 受験票送付用封筒(八十四円切手を貼つたもの)

(七) 領収証書(受験手数料納付後のもの)

(八) 製菓業務従事証明書(一)に該当する者を除く。)

(九) 職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)による菓子製造に係る一級若しくは二級又はパン製造に係る特級、一級若しくは二級の技能検定合格証書及びその写し(製菓理論及び実技の試験科目の免除を受ける者に限る。)

なお、現在の氏名が(二)、(八)又は(九)の書類に記載されている氏名と相違する場合は、氏名の変更を確認できる戸籍抄(謄)本等を提出すること。

五 受験手数料

九千五百円

六 受験願書の受付日時及び場所

(一) 一般郵送受付

令和四年四月一日(金曜日)から同年五月二日(月

曜日)まで(当日消印有効)

(二) 団体窓口受付(五名以上)

令和四年四月六日(水曜日)から同年十二月二日(火曜日)までの午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

東京都福祉保健局健康安全全部健康安全課(郵便番号一六三一八〇〇一 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第一本庁舎三十階)

七 合格発表

令和四年七月十五日(金曜日)午前十時から午後五時まで、東京都福祉保健局健康安全全部健康安全課(東京都庁第一本庁舎三十階)に合格者の受験番号を掲示して発表するとともに、同日午前十時から東京都福祉保健局ホームページ(<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/index.html>)上に合格者の受験番号を掲載する。

八 その他

(一) 受験願書用紙は、平日については、東京都福祉保健局健康安全全部健康安全課、都内各保健所及び島しょ保健所各出張所(支所を含む。)並びに利島村、御蔵島村及び青ヶ島村の各村役場並びに新島村役場式根島支所において、令和四年四月一日(金曜日)から同年五月二日(月曜日)まで配布する。

土曜日、日曜日及び祝日については、東京観光情報センター都庁本部(東京都庁第一本庁舎一階北側)において、令和四年四月一日(金曜日)から同年五月二日(月曜日)まで配布する。

(二) 詳細については、前記健康安全課(電話〇三(五三

二〇)四三五八)に問い合わせること。



大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があつたので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和四年三月四日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。

令和四年三月四日

東京都知事 小池百合子

- 一 店舗名 フレスポ若葉台EAST
- 二 店舗所在地 稲城市若葉台二丁目一番地一
- 三 設置者名 三井住友信託銀行株式会社
- 四 設置者住所 千代田区丸の内一丁目四番一号
- 五 変更前の店舗所在地 稲城市若葉台二丁目一番地
- 六 変更後の店舗所在地 稲城市若葉台二丁目一番地一
- 七 変更前の設置者の代表者名 常陰均
- 八 変更後の設置者の代表者名 大山一也

- 九 変更前の小売業者の氏名又は名称 株式会社トレジャー・ファクトリーほか五名
- 十 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社ツルハほか六名
- 十一 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社トレジャー・ファクトリーほか二名
- 十二 変更前の小売業者の住所 足立区梅嶋三丁目三十二番六号(株式会社トレジャー・ファクトリー)ほか
- 十三 変更後の小売業者の住所 千代田区神田練塀町三番地 大東ビル二階(株式会社トレジャー・ファクトリー)ほか
- 十四 変更前の小売業者の代表者名 尾崎 仙次(BIRサーテイワンアイスクリーム株式会社)
- 十五 変更後の小売業者の代表者名 渡辺 裕明(BIRサーテイワンアイスクリーム株式会社)
- 十六 変更日 令和三年十二月十六日ほか
- 十七 届出日 令和四年二月十八日
- 十八 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
- 十九 縦覧期間 令和四年三月四日から同年七月四日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
- 二十 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

- 一 店舗名 リリオ亀有I街区ビル
- 二 店舗所在地 葛飾区亀有三丁目二十六番一号
- 三 設置者名 独立行政法人都市再生機構ほか六十三名

- 四 設置者住所 神奈川県横浜市中区本町六丁目五十番地一ほか
- 五 変更を行った設置者名 北村 友恵
- 六 変更前の設置者住所 足立区千住河原町二十一番号メゾンリモーネ四百一
- 七 変更後の設置者住所 足立区千住二丁目十五番地間野方
- 八 変更前の小売業者の氏名又は名称 イトーヨーカ堂株式会社ほか十六名
- 九 変更後の小売業者の氏名又は名称 イトーヨーカ堂株式会社ほか十七名
- 十 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社チヨダ
- 十一 変更前の小売業者の代表者名 杉山 忠雄
- 十二 変更後の小売業者の代表者名 町野 雅俊
- 十三 変更日 令和四年二月二十四日ほか
- 十四 届出日 令和四年二月十五日
- 十五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
- 十六 縦覧期間 令和四年三月四日から同年七月四日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
- 十七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名（団体にあつては団体名及びその代表者の氏名）(二)住所（団体にあつては所在地）(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和四年三月四日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）に到着するように提出してください。

令和四年三月四日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名 リリオ亀有I街区ビル
- 二 店舗所在地 葛飾区亀有三丁目二十六番一号
- 三 設置者名 独立行政法人都市再生機構ほか六十三名
- 四 設置者住所 神奈川県横浜市中央区本町六丁目五十番地一ほか
- 五 変更前の駐輪場の位置及び収容台数 店舗北西側ほか 千七百四十九台
- 六 変更後の駐輪場の位置及び収容台数 店舗北西側ほか 七百六十台
- 七 変更を行う小売業者の氏名又は名称 株式会社イトーヨーカ堂ほか十七名
- 八 変更前の開店時刻 午前九時

九 変更後の開店時刻 午前九時。ただし、一部店舗二十四時間営業

十 変更前の閉店時刻 午後十一時ほか

十一 変更後の閉店時刻 午後十一時ほか。ただし、一部店舗二十四時間営業

十二 変更前の来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前八時三十分から午後十一時三十分まで

十三 変更後の来客が駐車場を利用することができる時間帯 二十四時間

十四 変更前の荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前四時から午後十一時まで

十五 変更後の荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 二十四時間

十六 変更日 令和四年二月二十四日ほか

十七 届出日 令和四年二月十五日

十八 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）

十九 縦覧期間 令和四年三月四日から同年七月四日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。

二十 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

令和四年三月四日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名 ヤオコー立川若葉町店
  - 二 店舗所在地 立川市若葉町一丁目十二番一ほか
  - 三 設置者名 株式会社ヤオコー
  - 四 意見
  - ア 聴取者 立川市長
  - イ 概要 意見なし
  - ウ 收受日 令和四年二月十五日
  - 五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）
  - 六 縦覧期間 令和四年三月四日から同年四月四日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。
  - 七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。
- 都市計画道路事業の施行について  
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十六条の規定により、次のとおり公告する。  
令和四年三月四日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画事業の  
種類及び名称  
別表のとおり

二 施行者の名称  
東京都

三 事務所の所在地  
新宿区西新宿二丁目八番一号

四 事業地の所在  
別表のとおり

別表

都市計画事業の  
種類及び名称  
事業地の所在  
事業認可  
の告示  
務所  
所管事

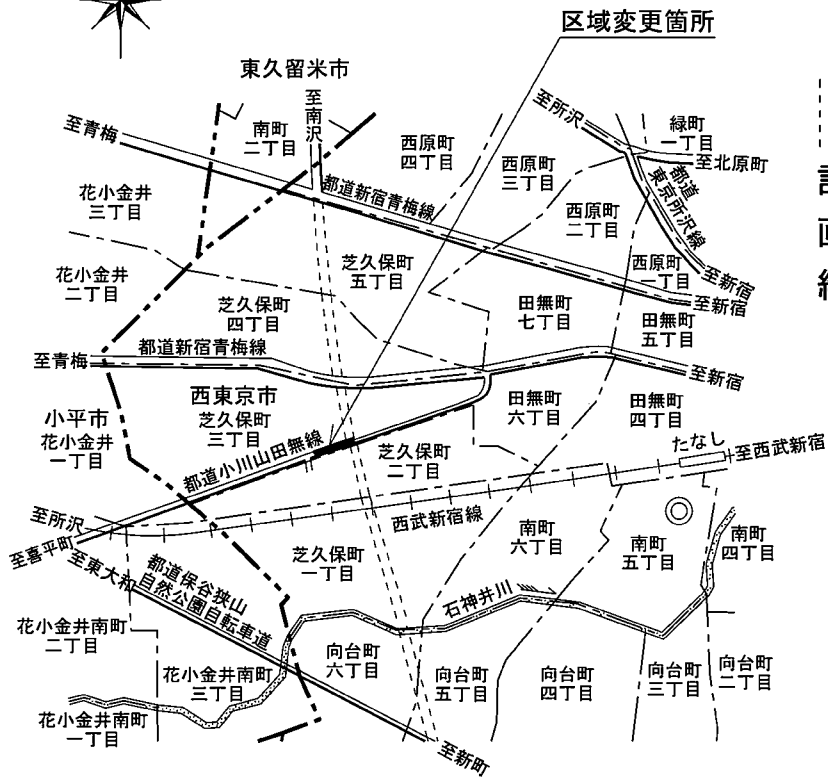
町田市計画道  
路事業三・三・  
三十六号相原鶴  
間線  
町田市旭町三丁目、  
中町四丁目及び本  
町田市内  
令和三年  
十二月二  
十日関東  
地方整備  
局告示第  
三百十七  
号  
南多摩  
東部建  
設事務  
所

正 誤

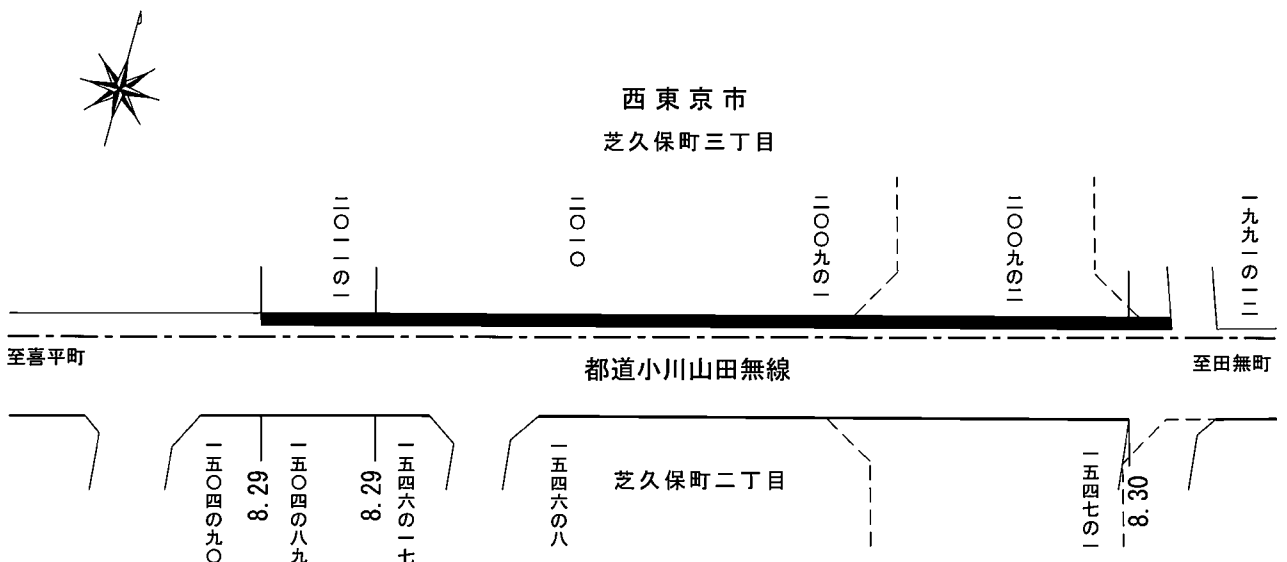
○平成二十九年九月七日付東京都告示第千三百七十三号  
二ページの別図を次のように訂正する。

別図

都道小川山田無線区域変更略図  
西東京市芝久保町三丁目地内



計画線  
 延長 七三・八七メートル  
 面積 七三・八七平方メートル  
 都道  
 市道  
 編入区域



発行 東京都  
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一號  
 電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号 163-8001

定価 本号  
 一箇月 六、六〇〇円  
 五〇円  
 (郵送料を含む)

印刷所 勝美印刷株式会社  
 東京都文京区白山一丁目十三番七号  
 電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号 113-0001

